

北海道公報

発行 北海道（総務部法制文書課）
電話 011-231-4111（内線 22-271）
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント（株）

目次

告 示

- 一般競争入札（物品の購入）の実施 三二（原子力安全対策課）
- 大規模小売店舗立地法第六条第一項（変更）の届出 三三（地域産業課）
- 土地改良法による道管換地計画の決定 三三（農地調整課）
- 土地改良区の役員の就任の届出 三三（土地改良指導課）
- 土地改良事業の施行の認可申請の適否の決定 三四（土地改良指導課）
- 道管土地改良事業変更計画の決定 三四（土地改良指導課）
- 肥料の登録 三四（流通対策課）
- 肥料の登録の有効期間の更新 三四（流通対策課）
- 知事権限に係る保安林の指定の解除の予定 三四（治山課）
- 公共測量の実施の通知 三五（建設部総務課）
- 公共測量の終了の通知 三五（建設部総務課）
- 道路の供用の開始 三五（道路整備課）
- 都市計画事業の認可 三五（都市環境課）
- 都市計画事業の変更の認可 三五（公園下水道課）
- 公 表
- 知事表彰の受賞者 三六（人事課）
- 北海道希少野生動植物保護基本方針の策定 三六（自然環境課）
- 支庁告示
- 資金業の規制等に関する法律の規定による資金業者の登録の取消し 三九
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了 三九
- 不在者投票を行うことができる病院等の指定の一部改正 三九

告

示

北海道告示第1533号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
平成13年9月11日

北海道知事 堀 達 也

- 1 (1) 入札に付する事項
- ア 調達をする物品等の名称及び数量
- （ア） シンチレーションサーベイメータ（専用金属ケース付） 8台
- （イ） GMサーベイメータ（専用金属ケース付） 7台
- イ 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- ウ 納 入 期 日 平成13年10月9日から12日までのうち、双方合意した日に一括納品
- エ 納 入 場 所 別途指示する場所
- （2） 入札に参加する者に必要な資格
- 次のいずれにも該当すること。
- ア 平成13年北海道告示第19号に規定する道の物品の購入に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格を有すること。
- イ 道が行う指名競争入札に関して指名を停止されていないこと。
- （3） 契約条項を示す場所
- 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
- 北海道総務部総合防災対策室原子力安全対策課
- （4） 入札執行の場所及び日時
- ア 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北3条西7丁目
- 北海道庁別館庁舎9階共用会議室
- イ 入 札 日 時 平成13年9月21日 午前10時
- ウ 開 札 場 所 アに同じ。
- エ 開 札 日 時 イに同じ。
- （5） 入 札 保 証 金
- ア 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- イ 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。
- （6） 入札説明書の交付に関する事項
- ア 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
- 北海道総務部総合防災対策室原子力安全対策課
- 電話番号 011-231-4111 内線 22-862
- イ 交 付 方 法 アの場所で交付する。

(7) 郵便等による入札 郵便及び電報による入札は認めない。 (8) 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 (9) 契約書作成の要否 (10) 入札参加申込書の提出 入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。 ア 提出期限 平成13年9月14日 イ 提出場所 郵便番号 060－8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総務部総合防災対策原子力安全対策課 (11) その他 ア 開札の時ににおいて、(2)に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 イ 入札金額に係る消費税等の取扱い (7) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 (4) 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか、免税事業者であるかを申し出ること。 ウ 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (7) 名称 北海道総務部総合防災対策原子力安全対策課 (4) 所在地 郵便番号 060－8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 電話番号 011－231－4111 内線 22－862 エ この入札の執行は、公開する。 オ 詳細は、入札説明書による。	
エ 納入場所 別途指示する場所 (2) 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 ア 平成13年北海道告示第19号に規定する道の物品の購入に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格を有すること。 イ 道が行う指名競争入札に関して指名を停止されていないこと。 (3) 契約条項を示す場所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総務部総合防災対策室原子力安全対策課 (4) 入札執行の場所及び日時 ア 入札場所 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館庁舎9階共用会議室 イ 入札日時 平成13年9月21日 午前11時 ウ 開札場所 アに同じ。 エ 開札日時 イに同じ。 (5) 入札保証金 ア 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税等相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。 イ 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び財務規則第147条から第150条までの定めるところによる。 (6) 入札説明書の交付に関する事項 ア 交付場所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総務部総合防災対策室原子力安全対策課 電話番号 011－231－4111 内線 22－862 イ 交付方法 アの場所で交付する。 (7) 郵便等による入札 郵便及び電報による入札は認めない。 (8) 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 (9) 契約書作成の要否 (10) 入札参加申込書の提出 入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。 ア 提出期限 平成13年9月14日	

イ 提出場所 郵便番号 060－8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道総務部総合防災対策室原子力安全対策課

(II) その他

ア 開札の時にあって、(2)に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第15条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 入札金額に係る消費税等の取扱い

(7) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか、免税事業者であるかを申し出ること。

ウ 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(7) 名称 北海道総務部総合防災対策室原子力安全対策課
(4) 所在地 郵便番号 060－8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011－231－4111 内線 22－862

エ この入札の執行は、公開する。

オ 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第1534号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成14年1月12日までに北海道渡島支庁商工労働観光課に到着するように提出することができる。

平成13年9月11日

北海道知事 堀 達 也

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

函館昭和タウンプラザ

函館市昭和1丁目401－1（ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

北海道リーゾングシステム株式会社 代表取締役社長 堀澤 勝己
札幌市中央区大通西6丁目10－1

(3) 変更した事項

事項	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前)	代表取締役社長 我孫子健一
(変更後)	代表取締役社長 堀澤 勝己

(4) 変更の年月日

平成13年6月22日

(5) 変更する理由

役員会決議による

2 届出年月日

平成13年8月31日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域産業課

北海道渡島支庁商工労働観光課

(2) 縦覧期間

平成13年9月11日（火）から平成14年1月12日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年1月3日までを除く。）

(3) 縦覧時間

午前9時から午後5時15分まで

北海道告示第1535号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、追分町おいわけ地区の換地計画を定めた。

その関係書類は、北海道胆振支庁に備え置いて、平成13年9月11日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成13年9月11日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第1536号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、永山土地改良区から、

次のとおり役員の就任の届出があった。

平成13年9月11日

就任年月日	理事・監事の別	氏名	住	北海道知事堀達也所
平成13. 8. 29	監事	川崎輝雄	旭川市永山町13丁目93番地の4	

北海道告示第1537号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の土地改良事業の施行の認可の申請を適当と決定した。
その関係書類は、平成13年9月13日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成13年9月11日

事業主体	名	地区	名	事業の種類	堀達也所
留萌土地改良区		桜庭	沢	小規模土地改良（農業用用排水）	北海道留萌支庁

浦河町土地改良区 絵笛・向別 緊急小規模土地改良（暗きよ、北海道日高支庁客土）

北海道告示第1538号

道営土地改良（豊美地区かんがい排水〔客土〕）事業の土地改良事業変更計画を定めた。
その関係書類は、北海道日高支庁に備え置いて、平成13年9月13日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成13年9月11日

北海道知事堀達也

北海道告示第1539号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定により、次の肥料を登録した。

平成13年9月11日

北海道知事堀達也

北海道公告

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格
北海道第2829号	生石灰	10 苦土生石灰	アルカリ分 100.0 く溶性苦土 10.0	該当なし
北海道第2830号	同	20 苦土生石灰	アルカリ分 100.0 く溶性苦土 20.0	同

北海道告示第1540号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

平成13年9月11日

北海道知事堀達也

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産者	登録有効期限
北海道第2802号	魚廃物加工肥料	有機一徹1号	窒素全量 7.0 りん酸全量 3.0	含有を許される有害物質の最大量は 公定規格のとおり	北日本化成有限会社 網走市字二見ヶ岡32番地2	平成16. 8. 30

北海道告示第1541号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成13年9月11日

北海道知事堀達也

- 1 解除予定保安林の所在 河東郡士幌町字士幌168の53 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解除の理由 排水路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び士幌町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第1542号

札幌開発建設部長から、次のとおり公共測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による通知があった。

平成13年9月11日

- | | | |
|--------|--------------------|------------|
| 1 作業種類 | 公共測量（3級基準点測量） | 北海道知事 堀 達也 |
| 2 作業期間 | 平成13年7月11日から9月5日まで | |
| 3 作業地域 | 北竜町 | |

北海道告示第1543号

札幌開発建設部長から、次のとおり公共測量の実施が終了した旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による通知があった。

平成13年9月11日

- | | | |
|--------|---------------------|------------|
| 1 作業種類 | 公共測量（3級基準点測量） | 北海道知事 堀 達也 |
| 2 作業期間 | 平成13年7月13日から8月23日まで | |
| 3 作業地域 | 浦臼町 | |

北海道告示第1544号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道小樽土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成13年9月11日

- | | | |
|-------|----------------------|------------|
| 路線名 | 供用開始の期日 | 北海道知事 堀 達也 |
| 岩内洞爺線 | 虻田郡ニセコ町字富士見121番3地先から | 平成13.10.1 |
| 道道 | 虻田郡ニセコ町字元町124番1地先まで | |

北海道告示第1545号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成13年9月11日

北海道知事 堀 達也

- | | |
|-------------------|--------------------------|
| 1 (1) 施行者の名称 | 札幌市 |
| (2) 都市計画事業の種類及び名称 | 札幌圏都市計画道路事業（3・2・10号環状通） |
| (3) 事業施行期間 | 平成13年9月11日から平成18年3月31日まで |

(4) 事業地

札幌市中央区南19条西15丁目及び南19条西16丁目地内

2 (1) 施行者の名称

札幌市

(2) 都市計画事業の種類及び名称
札幌圏都市計画道路事業（3・4・15号福住・桑園通）

平成13年9月11日から平成18年3月31日まで

(3) 事業施行期間
(4) 事業地

札幌市豊平区西岡4条8丁目、西岡4条9丁目、福住1条9丁目、福住2条9丁目及び福住2条10丁目地内

北海道告示第1546号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成13年9月11日

北海道知事 堀 達也

- | | |
|-----------------|---|
| 1 施行者の名称 | 千歳市 |
| 2 都市計画事業の種類及び名称 | 千歳恵庭圏都市計画下水道事業千歳公共下水道 |
| 3 事業の施行期間 | 昭和39年4月1日から平成18年3月31日まで |
| 4 事業地 | |
| (1) 収用の部分 | 変更なし |
| (2) 使用の部分 | 昭和36年建設省告示第1915号、昭和38年建設省告示第1417号、昭和39年建設省告示第1582号、昭和44年建設省告示第2907号、昭和48年北海道告示第2442号、昭和54年北海道告示第3998号、昭和62年北海 |

道告示第721号、昭和63年北海道告示第1489号、平成4年北海道告示第712号、平成5年北海道告示第1109号、平成6年北海道告示第1162号、平成8年北海道告示第525号、平成10年北海道告示第1757号及び平成12年北海道告示第1176号の事業地に千歳市北信濃を加え、千歳市上長都、栄町6丁目、栄町7丁目、千代田町6丁目、千代田町7丁目、幸町6丁目及び清水6丁目地内において事業地を変更する。

公 表

北海道表彰規則（平成10年北海道規則第31号）に基づく知事表彰の受賞者を次のとおり決定した。

平成13年9月11日

北海道知事 堀 達 也

北海道産業貢献賞

市（区）町村名	氏名又は団体名	功 績 の 内 容
札幌市豊平区	金 野 茂	林産事業功労
下 川 町	三津橋 雄 孝	同
紋 別 市	富 岡 昌 昭	同
苫 小 牧 市	小 玉 昌 彦	同
上 士 幌 町	中 田 昭 吾	同

北海道希少野生動植物の保護に関する条例（平成13年北海道条例第4号）第7条第1項の規定により、北海道希少野生動植物保護基本方針を定めたので同条第4項の規定により、次のとおり公表する。

平成13年9月11日

北海道知事 堀 達 也

北海道希少野生動植物保護基本方針

第1 希少野生動植物の保護に関する基本構想

1 生物多様性の保全

野生動植物は、人類の生存の基盤である生態系の基本的構成要素であり、日光、大気、水、土とあいまって、物質循環やエネルギーの流れを担い、また、食料、衣料、医薬品等の資源としての利用のほか、生活に潤いをもたらす存在として、人類の豊かな生活に欠かすことのできない役割を果たしている。

地球上に生命が誕生して以来、40億年の歴史を通じて進化を遂げてきた野生動植物が

世界各地で消滅している現実を受けて、国際条約として1993年12月に「生物の多様性に関する条約」が発効し、締約国である我が国としては、1995年12月に「生物多様性国家戦略」を策定した。

本道においても、多様な野生動植物は、人類の生存基盤である生態系の重要な構成要素であるという認識に立ち、道民の豊かな生活に欠かすことのできないものとして、また、健全な環境の指標として、生物の多様性を確保し次代に継承することは、道民全体の重大な責務である。

生物多様性については、生態系、種、遺伝子等の様々なレベルから考えられるが、なかでも種は、生物相、生態系を構成する基本的単位であり、生物多様性の保全に当たっては、多様な生態系の保全とともに野生動植物の種の保護を進めることが重要である。

また、生物多様性の保全は、普通の種、希少な種を問わずに取り組むべきものであるが、絶滅のおそれのある種の保護は、何よりも緊急に進めなければならない課題である。

2 野生動植物の保護の課題

北海道は、四方を海に囲まれた地形的要因から、我が国でも特異な生物相が形成されてきており、また、自然と人間との共生を基調とするアイヌ民族の文化が受け継がれてきたことにより、近世まで自然性の高い生態系が広く保たれてきた。

しかし、明治以降、本道の開拓が本格的に進展するとともに、動植物の生息地又は生育地（以下「生息地等」という。）の改変や過度の捕獲・採取等により、野生動植物の減少が進み、現在では、多くの種が絶滅の危機にさらされており、また、人間により持ち込まれた移入種又は外来種が在来の野生動植物を圧迫するなど、20世紀の本道は、地域開発の進展に伴い野生動植物への負荷が顕著となった時代である。

野生動植物への配慮を欠いた無秩序な人間活動は、紛れもなく野生動植物への圧迫要因となっており、今後はこのような圧迫要因を取り除く努力が不可欠である。

このため、絶滅のおそれのある種の現状を踏まえて、種の保護を通じて本道の生物多様性を保全し、多様な野生動植物を道民共有の財産として次代に継承する必要がある、絶滅のおそれのある種の総合的、計画的な保護施策の推進が強く求められている。

3 希少野生動植物の保護施策

以上のような認識に立ち、希少野生動植物の保護施策を推進するに当たっての基本的な考え方は、次のとおりである。

今日、野生動植物を圧迫している主な要因は、過度の捕獲・採取、人間の生活域の拡大等による生息地等の消滅又は生息・生育環境の悪化等であり、希少野生動植物の保護を図るためには、まず、これらの状況を改善することが必要である。このため、生物学的知見に基づき、特に保護を図る必要がある希少野生動植物を明らかにした上で、その個体の捕獲、採取の規制を行うとともに、必要に応じて、個体の譲渡しの監視、生息地等における行為の規制などの措置を講ずる。

野生動植物を絶滅の危機から救うためには、圧迫要因を除去又は軽減するだけでなく、その個体の生息・生育に適した条件を積極的に整備し、個体数の維持・回復を図ることも必要となる。このため、その生息・生育状況や生態的特性を考慮しつつ、生息地等の維持・再生、移入種又は外来種の除去、自然繁殖が困難な場合の人工増殖等の事業を推進する。

希少野生動植物の保護のために、生息地等の状況を把握し、必要に応じて現地監視を行うことが重要である。このため、道民と行政との協働による監視活動等を推進する。

希少野生動植物の保護施策は、生物学的知見に立脚しつつ、時機を失うことなく適切に実施される必要がある。このため、施策の推進に必要な各種の調査研究を積極的に推進する。

以上の施策は、道民の理解と協力の下に、人と野生動植物の共存を図りつつ推進する必要がある。このため、希少野生動植物の保護に対する道民の理解を深めるための普及啓発を推進する。

第2 指定希少野生動植物及び特定希少野生動植物の選定に関する基本的な事項

1 指定希少野生動植物

指定希少野生動植物については、その道内における生息・生育状況が、人為の影響により存続に支障を来す事情が生じていると判断される野生動植物の種（亜種又は変種がある種にあっては、その亜種又は変種とする。以下同じ。）で、次のいずれかに該当するものを選定する。

- (1) その存続に支障を来す程度に、既に個体数が著しく少ないもの
- (2) 個体数が著しく減少しつつあり、その存続に支障を来す事情があるもの
- (3) 生息地等が消滅しつつあり、その存続に支障を来す事情があるもの
- (4) 生息・生育の環境が著しく悪化しつつあり、その存続に支障を来す事情があるもの
- (5) 交雑可能な別種、生態的競争種又は捕食者の域外からの侵入により、その存続に支障を来す事情があるもの

- (6) 特定の地域において、個体数が著しく減少しつつあるか、又は生息・生育環境が著しく悪化しつつある地域個体群

2 特定希少野生動植物

特定希少野生動植物については、指定希少野生動植物のうち、野生の個体の保護を図る上で、繁殖させた個体の譲渡し及び譲受けを監視する必要があるものを選定する。

第3 指定希少野生動植物及び特定希少野生動植物の個体の取扱いに関する基本的な事項

1 個体の範囲

北海道希少野生動植物の保護に関する条例（平成13年北海道条例第4号。以下「条

例」という。）に基づく規制の対象となるのは、指定希少野生動植物の個体並びに卵及び種子とする。

なお、条例第12条においては、個体の加工品であって、種を容易に識別することができるとして、規制の対象とする。

2 個体の取扱いに関する規制

(1) 捕獲等の規制

指定希少野生動植物の個体の捕獲、採取、殺傷又は損傷（以下「捕獲等」という。）については、その動植物の保護の重要性にかんがみ、学術研究又は繁殖の目的その他その動植物の保護に資する目的で行うものとして許可を受けた場合を除き、原則として、これを禁止する。

(2) 事業等の規制

特定希少野生動植物については、その個体の譲渡しの業務を伴う事業（特定希少野生動植物事業）を行おうとする者に対し、登録を求める。

第4 指定希少野生動植物の個体の生息地等の保全に関する基本的な事項

希少野生動植物の保護の基本は、その生息地等における個体群の安定した存続を保証することである。

このような見地から、指定希少野生動植物の保護のため、その個体の生息・生育環境の保全を図る必要があると認めるときは、生息地等保護区を指定する。

1 生息地等保護区の指定方針

(1) 生息地等保護区の指定の方法

生息地等保護区は、指定希少野生動植物の個々の動植物ごとに指定する。

(2) 生息地等保護区として指定する生息地等の選定方針

複数の生息地等が存在する場合は、個体数、個体数密度、個体群としての健全性、その生息・生育環境の状況及び生息地等としての規模について総合的に検討し、生息地等保護区として指定すべき生息地等を選定する。

また、生息地等が広域的に分散している動植物にあっては、主な分布域ごとに生息地等保護区を指定するよう努めるものとする。

(3) 生息地等保護区の区域の範囲

生息地等保護区の区域は、生息地等保護区の指定に係る指定希少野生動植物の個体の生息地等及び当該生息地等に隣接する区域であって、そこでの各種行為により当該生息地等の個体の生息・生育に支障が生じることを防止するために一体的に保護を図るべき区域とする。

なお、個体の生息地等の区域は、現にその動植物の個体が生息・生育している区域とするが、鳥類等行動圏が広い動物の場合は、営巣地、重要な採餌地等その動植物の

個体の生息にとって重要な役割を果たしている区域及びその周辺の個体数密度又は個体が観察される頻度が相対的に高い区域とする。

また、区域の選定に当たっては、指定希少野生動植物の分布の連続性、生態的な特性等について、十分配慮するものとする。

2 管理地区の指定方針

(1) 管理地区の指定に当たっての基本的考え方

管理地区については、生息地等保護区の中で、営巣地、産卵地、重要な採餌地等その動植物の個体の生息・生育にとって特に重要な区域を指定する。

(2) 管理地区において適用される各種の規制に係る区域等の指定の基本的考え方

ア 条例第32条第4項第7号の知事が指定する野生動植物については、食草など指定希少野生動植物の個体の生息・生育にとって特に必要な野生動植物を指定する。

イ 条例第32条第4項第8号の知事が指定する湖沼又は湿原については、新たな汚水又は廃水の流入により、指定希少野生動植物の個体の生息・生育に支障が生じるおそれがある湖沼又は湿原を指定する。

ウ 条例第32条第4項第9号の知事が指定する区域については、車馬若しくは動力船の使用又は航空機の着陸・着水により、指定希少野生動植物の個体が損傷を受けるなど現に指定希少野生動植物の個体の生息・生育に支障が生じている区域又はそのおそれがある区域を指定する。

エ 条例第32条第4項第10号から第14号までの行為を規制する区域として知事が指定する区域については、これらの行為により、現に指定希少野生動植物の個体の生息・生育に支障が生じている区域又はそのおそれがある区域を指定し、その区域ごとに知事が指定する期間については、これらの行為による指定希少野生動植物の個体の生息・生育への影響を防止するために繁殖期間など必要最小限の期間を指定する。

オ 条例第32条第4項第11号の知事が指定する動植物については、現に指定希少野生動植物の個体を捕食し、餌、生息・生育の場所を奪うことにより圧迫し、若しくは指定希少野生動植物との交雑を進行させている動植物又はそれらのおそれがある動植物を指定する。

カ 条例第32条第4項第12号の知事が指定する物質については、現に指定希少野生動植物の個体に直接危害を及ぼし、若しくはその個体の生息・生育環境を悪化させている物質又はそれらのおそれがある物質を指定する。

キ 条例第32条第4項第14号の知事が定める方法については、生息・生育環境をかく乱し、繁殖・育すう行動を妨害する等現に指定希少野生動植物の個体の生息・生育に支障を及ぼしている方法又はそのおそれがある方法を定める。

(3) 立入制限地区の指定方針

立入制限地区については、管理地区の区域のうち、指定希少野生動植物の個体の生

息・生育環境を維持する上で、人の立入りを制限することが不可欠な区域を指定する。

3 生息地等保護区及び管理地区の区域の保護に関する指針

生息地等保護区及び管理地区の区域の保護に関する指針においては、指定希少野生動植物の個体の生息・生育のために確保すべき条件とその維持のための環境管理の指針などを明らかにするものとする。

第5 保護管理事業に関する基本的な事項

1 保護管理事業の対象

保護管理事業は、指定希少野生動植物のうち、その個体数の維持・回復を図るためには、その動植物を圧迫している要因を除去又は軽減するだけでなく、生物学的知見に基づき、その個体の繁殖の促進、その生息地等の維持・再生等の事業を推進することが必要な動植物を対象として実施する。

2 保護管理事業計画の内容

保護管理事業の適正かつ効果的な実施に資するため、事業の目標、区域、内容等事業推進の基本的方針を動植物ごとに明らかにした保護管理事業計画を策定するものとする。

当該計画においては、事業の目標として、維持・回復すべき個体数の水準及び生息地等の条件などを、また、事業の内容として、採餌・営巣条件の改善、飼育・栽培下での繁殖、生息地等への再導入などの個体の繁殖の促進のための事業、森林、草地、水辺など生息地等における生息・生育環境の維持・再生などの事業を定めることとする。

3 保護管理事業の進め方

保護管理事業計画に基づく保護管理事業は、道、市町村、民間団体等の幅広い主体によって推進することとし、その実施に当たっては、対象となる動植物の個体の生息・生育の状況を踏まえた科学的な判断に基づき、期間を定めて計画的に取り組むよう努める。

また、対象となる動植物の個体の生息・生育の状況のモニタリングと定期的な事業効果の評価を行い、生息・生育の状況の動向に応じて事業内容を見直すとともに、生息・生育の条件の把握、飼育・繁殖技術、生息・生育環境の管理手法等の調査研究を推進する。

第6 希少野生動植物の保護に関するその他重要事項

1 推進体制の整備

希少野生動植物の保護施策を推進するためには、道内の市町村との連携はもとより、国及び他の都府県との協力による取組みや北方圏地域との情報交換が必要なものもあり、積極的に連携、協力等に努める。

また、道の施策の推進に当たっては、道民、事業者、民間団体などとの協働が不可欠である。このため、行政と道民等が協働して、調査、監視、指導等の取組みを進めると

めの体制の整備に努める。

2 調査研究の推進

希少野生動植物の保護施策を的確かつ効果的に推進するためには、何よりも生物学的知見を基盤とした科学的判断が重要であり、動植物の生息・生育状況、生息地等の状況のモニタリングのほか、分布・生態、保護管理手法その他の施策の推進に必要な各分野の調査研究を推進する。

3 道民の理解の促進と意識の高揚

希少野生動植物の保護施策の実効を期するためには、事業者や道民等の保護への適切な配慮や協力が不可欠であり、希少野生動植物の現状やその保護の重要性に関する事業者や道民等の理解を促進し、自覚を高めるための普及啓発活動を積極的に推進する。

また、生物の多様性の保全及び人と野生動植物の共存の観点からも、農林水産業が営まれる農地、森林等の地域が有する野生動植物の生息・生育環境としての機能を適切に評価し、その機能が十分発揮されるよう対応するものとする。

なお、土地所有者や事業者等は、各種の土地利用や事業活動の実施に際し、希少野生動植物の保護のための適切な配慮を講ずるよう努めるものとする。

支 庁 告 示

北海道石狩支庁告示第22号

貸金業の規則等に関する法律（昭和58年法律第32号）第37条第1項により、次の貸金業者の登録を取り消したので、同法第41条第1項の規定により公示する。

平成13年9月11日

- | | | | |
|-----------|----------------|----------|-------|
| 1 住 所 | 札幌市中央区南3条西9丁目 | オギサカビル2F | 本 文 夫 |
| 2 商号又は名称 | 共栄フレイナンス | | |
| 3 氏 名 | 小幡 貴也 | | |
| 4 登 録 番 号 | 北海道知事1石第02328号 | | |
| 5 登録取消年月日 | 平成13年8月2日 | | |

北海道十勝支庁告示第18号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成13年9月11日

北海道十勝支庁長 尾 山 篤 治

- | | |
|----------------------|-------------------------------|
| 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 | 河東郡音更町木野大通東18丁目10番42のうち、10番43 |
| 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 | 河東郡音更町木野大通東18丁目1番地4 永谷 政弘 |
| 3 開発許可年月日及び番号 | 平成13年7月30日 十建指第13－9号 |

札幌市健康委員会告示

北海道選挙管理委員会告示第112号

昭和57年北海道選挙管理委員会告示第102号（不在者投票を行うことができる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成13年9月11日

- | | | | |
|--------------------|------------------|-----------|---------|
| 「同 徳洲会老人保健施設徳州苑なえぼ | 札幌市東区北7条東18丁目105 | 平12. 3.21 | 高 橋 康 之 |
| 「下 山 病 院 | 開運町1丁目112 | 同 | 」を削り、 |
| 「同 王子総合病院 | 苫小牧市表町4丁目2の22 | 57.12. 8 | 」を |
| 「同 王子総合病院 | 苫小牧市若草町3丁目4番8号 | 57.12. 8 | 」に改め、 |
| 「吉 本 病 院 | 3条25の19 | 同 | 」を削り、 |
| 「介護老人保健施設エーデルワイス | 北光町2丁目10－18 | 平 3. 7.24 | 」を |
| 医療法人社団博友会北の峰病院 | 富良野市2062 | 57.12.18 | 」 |
| 「介護老人保健施設エーデルワイス | 北光町2丁目10－18 | 平 3. 7.24 | |
| 医療法人社団厚北会吉本病院 | 3条25番19号 | 平13. 9. 3 | 」に、 |
| 同 社団博友会北の峰病院 | 富良野市2062 | 57.12.18 | 」 |
| 「北檜山町立国保病院 | 瀬湖郡北檜山町字北檜山378 | 57.12. 8 | 」を |
| 今金 町 国 保 病 院 | 同 今金町字今金17の2 | 同 | 」 |

「北檜山町立国保病院 医療法人財団明理会 道南ロイヤル病院 今金町国保病院 北海道厚生農業協同 組合連合会喜茂別厚 生病院	瀬棚郡北檜山町字北檜山378 同 地の4 同 今金町字今金17の2 虻田郡喜茂別町字喜茂別13	57.12. 8 平 6. 7.19 57.12. 8 57.12. 8	に、 に、 を	特別養護老人ホーム 迎光園 「由仁町立軽費老人ホ ーム緑豊苑 由仁町介護老人福祉 施設「ほへみの 家」 特別養護老人ホーム 迎光園	同 同 同 同 同	長沼町錦町南1丁目10番 2号 夕張郡由仁町馬追215番地 東栄88番地の2	同 同 同 同 同	を に改める。
「J A北海道厚生連喜 茂別厚生病院	虻田郡喜茂別町字喜茂別13	57.12. 8	に、	同	長沼町錦町南1丁目10番 2号	57.12. 8	に改める。	
「同 友愛会老人 保健施設北村温泉ナ ーシングホーム	空知郡北村字赤川1586番地63	平 4. 6.26	を	同				
「同 友愛会介護 老人保健施設北村温 泉ナーシングホーム	空知郡北村字赤川1586番地63	平 4. 6.26	に改め、					
「同 恵池会遠軽 学田病院	遠軽町岩見通北6丁目2 番地	平 9. 9.12	を削り、					
「同 恵池会遠軽 中央病院	岩見通南1丁目1 番地の11	同	を					
「同 恵池会遠軽 中央病院	遠軽町岩見通南1丁目1 番地の11	平 9. 9.12	に、					
「J A北海道厚生連遠 軽厚生病院	大通北3丁目1番 地	平11.11.14	を					
「J A北海道厚生連丸 瀬布厚生病院	丸瀬布町新町274番地	57.12. 8						
「J A北海道厚生連遠 軽厚生病院	大通北3丁目1番 地	平11.11.14						
「同 恵池会遠軽 学田病院	岩見通北6丁目2 番地	平13. 9. 3	に、					
「J A北海道厚生連丸 瀬布厚生病院	丸瀬布町新町274番地	57.12. 8						
「社会福祉法人クピド ・フェア特別養護老 人ホームこぶし	志文町301の11	同	を					
「社会福祉法人クピド ・フェア介護老人福 祉施設こぶし	志文町301の11	同	に、					
「由仁町立軽費老人ホ ーム緑豊苑	夕張郡由仁町馬追215番地	同						